

植民地時代のライヤート

桶 舎 典 男

一 はしがき

一七九三年、イギリスがインドにおいて施行したバーマメント・セットルメントは、土地私有制の導入¹⁾近代化という形で一般に評価されるほど、なまやさしいものではなかった。異質の社会構造に乗せられた土地私有が、地租の徴集という形で植民地権力の衝撃として作用し、土地の所有者となったザミンダール (Zamindar) 層に混乱をまきおこし、やがては、植民地政府も、それみずからの安定のために、ザミンダール支配の手綱を緩めざるをえなくなり、それがさらに、独立運動の支配者層を生んで行く逆説的な過程⁽¹⁾については、筆者もかつて指摘したところである。

この過程において農村の底部を構成する耕作農民の状態とその変貌については、これを明らかにする資料を得ることはできない。本稿は、この問題を解明する手懸りとして、ベンガルについて制定された一連の土地立法を辿りながら、その概観を捉えようとするものである。

(一) 拙稿「イギリス支配のインドの社会構造に与えた衝撃」『一橋論叢』第五三卷第一号。

二 バーマメント・セットルメントとライヤート

耕作農民 (raiyat) には、在村耕作者 (khud-kasht raiyat) と他村耕作者 (pykashht raiyat) があって、在村耕作者は通常世襲的に同じザミンダールの土地を耕作するか、他村耕作者の場合には通常随意小作 (tenant-

atwari)として、地主ないし又貸しの自由意志によって小作地の返換を求められることが多い。パーマネント・セトルメントの一連の規定の中には、この他村耕作者については何ら触れられていないが、在村耕作者については、その耕作する土地の地代を増額すべきでないという意図が一貫している。ここで、地代とは、本来の地代(asal)と従来から課せられている附加税および賦課金(abwab)を含むものである。アブワープは、地租以外に課せられる税金のほか、ザミンダールや地方役人が課する賦課金の総称である。⁽¹⁾

パーマネント・セトルメントにおいては、これらのアブワープは整理され、一部は廃止され、他は地代に組入れられ、それに見合う借地権(patti)がライヤートに与えられることになった。⁽²⁾これによって、在村ライヤートは地代に「ごまかしのあった場合、バルガナ(pargana、村落の集合体)の平均地代(nirikhbundi)を下回った場合、あるいはバルガナが負担の公平化のために何らかの方策を講ずる場合」の他は、不法な立退き要求を免れることになった。借地権に示された地代以外に、新らしくアブワープを課することも以後禁止されることになっ

た。地代の分割納入の時期の固定化⁽³⁾、納入を明確にするため記録係(Patwari)の採用もザミンダールに義務づけられることになった。

ザミンダールは、地租の滞納には土地を差押えられ、ブルドゥワン(Burdwan)の土侯(Raja)でさえも土地を差押えられている事実が明らかにされているが、⁽⁴⁾一方では、ライヤートに対する地代納入の強要、滞納者に対する強圧手段は認められなくなった。わずかに、地代の滞納があった時、収穫物の確保と販売が認められたにとどまり、パーマネント・セトルメントの衝撃は地租納税者としてのザミンダール層に鉄槌を加える結果となった。⁽⁵⁾

一方ライヤートは、そのバルガナの「慣習によって確立された地代相場」(established rate)による地代の支払いに同意する必要がある。⁽⁶⁾この規定の背後には、ライヤートは、時の経過に伴なって、後に「占有権」(occupancy right)と呼ばれる土地の継続使用の権力をもつという事実が存在している。借地契約の期限終了の時点において、ザミンダールの側からその契約を終了することは許されないが、ライヤートの側からこれを廃棄する

ことは認められているのである。

ザミンダール・セトルメントにおいてみられるライヤートに有利な法的な保障も、一七九三年から九四年にかけての数多くの条令相互に矛盾がみられ、時として、その保障自体に疑いを抱かす条項がみられる。たとえば、ライヤートの借地権も、ザミンダールの土地が地租滞納によって競売に附された場合、それを借地するものは「売却された、その日から契約が破棄される」ことになって、一見安定化したとみられるライヤートの地位も、この条項によって、バーマメント・セトルメントによって揺り動かされるザミンダールと共同の運命を辿らざるをえないのである⁽¹⁰⁾。

また、占有権がライオットに保障されることによって、ザミンダールとライオットの旧来の相互の人間関係は崩れて、「ザミンダールの関心は、ライオットを助けることではなく、崩壊させるようになって、かれのもつ占有権をとりあげて、他人に、より高い地代で貸す⁽¹¹⁾」ことに払われるようになった。

バーマメント・セトルメントの結果「ライオットとザミンダールの間にそれまでであったような緊密な人間関

係は崩れてしまった。……(中略)……かれら(ライオット)のザミンダールへの依存と愛着はなくなった⁽¹²⁾。」

ことに土地が競売に出され、ザミンダールが入替った場合、「土地はカルカッタの購入者によって所有され、かれらは自分でその土地を見たこともなく、かれらの代理人も地代の徴集以外に借地人との交流はなくなった⁽¹³⁾。」

このような場合、「結果的には、ライオットは無保護のままとなり残されることになって⁽¹⁴⁾」ザミンダールの「恣意的な誅求にまかせる以外仕方がなかったのである⁽¹⁵⁾。」現実的には、ライオットに認められる管の小作権が与えられなかつたり、バーマメント・セトルメントによって禁止された管のアップワーブが以前と同様に課せられたりした⁽¹⁶⁾。

土地の私有利を導入することによって、耕地の拡大や改良、それによる地租の増大を期待したバーマメント・セトルメントが、建前として、実際の耕作者であるライヤートを保護することは当然であった。しかしながら、特異なインドの農村構造や農民の価値観に対する理解や配慮なしに行われた変革が、当初の狙いとまったく反する結果となったことは、一八〇一年から九年にかけて、イギリス東インド会社においてすらすでに周知の事実で

あつた⁽¹⁷⁾。ライヤートの地位についても例外ではなかった。地租行政の変更を迫る本社からの圧力、インドから原料輸入の自由貿易論者たちのインド統治の批判の中で、ザミンダールを地主として農業発展を期待した政策の誤りに気づいた東インド会社は、一九世紀初頭にボムベイとマドラスでライオットワリー制度を試み、ライヤートから直接地租をとり立てることになった。この制度の成功を背景として、ベンガルにおいても、苛酷な地租行政に対する修正が試みられる。

一八二二年の条令⁽¹⁸⁾においては、バーマネット・セトルメントが施行された当時からライヤートを本来の在村ライヤート (Khudkast kadami rajyat) として区別し、かれらに対しては、土地を購入して新しいザミンダールとなったものは、かれらから土地を取上げてはいけないし、それ以前の地代より引上げてはいけない⁽¹⁹⁾ことが規定された。一七九三年の条令 (Regulation VII) において、地代の引上げ禁止が法的に明確にされているにもかかわらず、競売によってザミンダールが交替した場合、地代の引上げが実際には一般化している⁽²⁰⁾ことをこの条令は追認したことになる。

- (1) *The Fourth Report of the Committee of Secrecy*, London, 1773. *Shore's Minute*, para 393 vide *The Fifth Report from the Selected Committee of the House of Commons*, London, 1812. pp. 205—206. 前掲拙稿六二ページ。
- (2) Regulation VIII of 1773. 56—61.
- (3) *ibid.* 63.
- (4) *ibid.* 62.
- (5) Letter from the Collector of Burdwan to William Cowper, President and Members of the Board of Revenue, *Fifth Report*, p. 515. Appendix No. 8.
- (6) 前掲拙稿。七〇ページ。
- (7) Regulation IV of 1774. 7.
- (8) 占有権が明確に規定された Act X of 1859 ならぬ。
- (9) Regulation XLIV of 1793. 5.
- (10) Regulation V of 1812. 9. 7. は、ライヤートの地位を妨げることなく、土地の購入者が地代を引上げる場合には、ライヤートの同意を得るか、あらかじめそのことを明記して通知しなければならぬと、修正された。しかしながら、同意が得られない場合について何らの規定はみられず、結局は新しいザミンダールの恣意に従うより他はなかったとみられる。
- (11) *Memoir of Mr. Thackeray*, addressed to the Right

- Honourable Lord William Cavendish Bentinck, 29th April 1806, in favour of Ryotwari Permanent Settlements vide, *Fifth Report*, p. 917.; A. D. Campbell, Paper on the Land Revenue of India, *Report of Select Committee of the House of Commons*, 1832, London, 1853. Appendix. p. 21.
- (31) Report of Judge of Circuit, on termination of their sessions by H. Strachey to James Stuart, Registrar to the Nizamut Adawlut, 24th March 1803. *Fifth Report*, p. 564.
- (13) *ibid.*, p. 564.
- (14) James Mill, *The History of British India*, 3rd ed. London, 1826. Vol. V. p. 443.
- (15) *Fifth Report*, p. 55.
- (31) Thackeray, op. cit. *Fifth Report*, p. 914.
- (17) John Sullivan's Observation. Appendix No. 8. *Report of Select Committee*, London, 1832. p. 51.
- (31) Regulation XI of 1822. 32.
- (31) khudkasi kadami raiyat 以外のライヤートに対しては、「地代はこの国の法律と慣習によつて」引上げてもらうことが次の条項で示されている。
- (20) A. D. Campbell, op. cit. p. 18.

三 パーマネント・セトルメント以降のライヤート

パーマネント・セトルメントは耕作農民の保護を政府の責任として考えていた。一七九三年の条令 (Regulation VIII) および翌年の条令 (Regulation IV of 1794) はそのための配慮を規定化したが、条令自体が不完全であるばかりでなく、その履行を地租行政役人の監督に委ねて、政府はザミンダールとライヤートの関係に介入することがなかったために、結果的に条令の意図した農民の保護は空文化してしまった。

パーマネント・セトルメントから二〇余年の政策は、これを裏づけるだけでなく、むしろ、耕作農民の保護という理念を歪曲し、ライヤートの地位を危くする傾向が強い。一七九三年の条令は、すでに述べたように、地代滞納の借地人に対する納入強要の方法に制限を加え、生産物および他の動産にかぎって、県 (district) におかれた徴税官 (Collector) や民事徴税裁判所 (Dewanīādalat) の力を藉りずに処分できる権限だけが残されていた。これに対して、借地する側では、保証金を納入し、提訴す

るといふ前提で、差押えを免れる道が残されていた⁽¹⁾。このライヤート保護の壁は、「条令の目的に反する」という名目で一七九五年に廃止され⁽²⁾、ザミンダールのライヤートの財産処分⁽³⁾の権限を強化したのである。同時にザミンダールは地代滞納者を逮捕・監禁を裁判所に依頼できるように⁽³⁾になった。この条項の端緒となったのは、恐らくは、ゴーシュ (Banarsee Ghose) の総計四七、六四三ルビの地代滞納のままに不在に手を焼いたブルドゥワンの土侯バハドゥール (Tezhund Bahadur) の依頼に対し、徴税官デーヴィス (S. Davis) は、民事徴税裁判所を通じて、民事高級裁判所 (Sadr Diwani Adalat) に対してかれを強制出頭させる手続を依頼させる一件⁽⁴⁾と思われ⁽⁴⁾。ともかく、逮捕されたライヤートの身柄は、ザミンダールの文書による同意がなければ釈放されないし、差押えに当っては借地人の戸口を破壊して家屋に入ることが許されるまで⁽⁵⁾、ザミンダールに権限を附与することになって、ザミンダールのライヤートに対する「要求についての制限はない」ことになってしまった⁽⁶⁾。一八一二年には、一五日以内に提訴するという⁽⁷⁾ことで、保証金を積みめば、差押えを防ぐ道が復活したが⁽⁸⁾、「ライヤートが裁

判を維持する費用と日数は莫大であって、……下層のライヤートの権利が上級裁判所で議論されたことはほとんどなかった。……ライヤートは裁判の継続が自分の力に余ると知って断念しているに相違ない⁽⁹⁾」という当時の一裁判官の指摘する一七九三年の条令に関する事実は、一〇年経っても変ることはなかったと思われる。この結果、特定の率による地代を支払う限り占領権を認められた世襲的在村ライヤートの権利は事実上無視されてしまった。かくして、バーマネント・セットルメントにおいて、ザミンダール層に加えられた衝撃は、その後の二〇余年の間に、それに従属するライオット層に皺寄せられて、インドの農村は苛斂誅求にあえぐことになる。農村をこのような疲弊の中に留めておくことは、会社の将来の財政確保の点で好ましいことではなく、インドとの自由貿易を望むイギリス産業資本に対して格好の非難を与えることになる。「われわれ(東インド会社)の徴税制度が村落共同体につきまとうさまざまの保有状態やその他の状況に全く関心を払うことがなかった⁽¹⁰⁾」というマッケンジーの反省が一八一〇年代末期のインド政府当局の支持を円滑に受けたように、バーマネント・セットルメント

の不備もたらした農村の逼迫した事情は、政策の転換を求めざるをえなかつたといふことがあつた。

マールワリー・セッタールメント (Mahalwari Settlement) が今日のUPに施行された一八二二年、ライプニツトに保有の永続性(占有権)が与えられたのはこのよ
うな背景に立つてである。占有権は一二年間の継続使用に
よつて生ずることになつた。

- (1) Regulation XVII of 1793. 1.
- (2) Regulation XXXV of 1795. 9.
- (3) *ibid.* 9.
- (4) Extract Proceedings of the Board of Revenue in Bengal, dated 21st January 1794, respecting the difficulties experienced by Zamindars, in collecting their Rents from the Ryots, under the Regulations, in *Fifth Report*, p. 516.
- (5) Regulation XXXV of 1795. 14.
- (6) Lord Hastings' Minute, in *Selections from the Revenue Records of the North-Western Provinces*, 1818—1820. Calcutta, 1866. p. 342.
- (7) この結果、「地主が、偽名やかれの配下にある人の名をかたいて、自分の土地を売却するやうな例」までみられた (*Fifth Report*, p. 61)

(8) Regulation of V of 1812.

(9) Answers from the Judge and Magistrate of Midnapore, H. Strachey to George Dowdeswell, Secretary to Government, in the Judicial Department, dated 30 January 1802. vide *Fifth Report*, p. 525.

(10) Memorandum of Holt Mackenzie, dated 1st July 1819 vide *Selections from the Revenue Record*, 1818—1820. p. 75.

(11) Regulation of XI of 1822.

四 一九世紀後半のライヤート

植民地下の農村の疲弊の中で、政策の転換が叫ばれながら、その基本的変化が法律の形で示されるのは一八五九年になつてからであつた。一名ベンガル地代法 (Bengal Rent Act) とする Act x of 1859 がそれであつた。この間に農民の窮迫はさらに深刻化する一方では、負担の増大が二重にかれらを困窮に陥れることになつた。その第一は地租の増加であり、第二は地代の上昇である。地主によつて課せられる貨幣地代は、一般的傾向としてことに一八六〇年以降増加の方向を辿つた。ベンガル地代法は、このような状況において地主と借地人の間の混

乱をとり除くために制定されたものである。この法律はまず特権的な借地人の階級を創り出し、かれらを占有ライヤートと称した。すなわち「いかなるライヤートも、一二年間耕作ないし保有した者は借用権証の有無にかかわらず、土地の占有権をもつ⁽¹⁾」ことが認められた。一方地主は、地代がその地域で一般化している標準より地代が低い場合、生産物の価格または土地の生産力が増大した場合のほかは地代の引上げが禁止された⁽²⁾。この規定はいずれの場合にも、地主が貨幣によって表示される不労所得の分前にあずかるという事実の裏返しである。占有ライヤートの法的承認は、地主と小作関係の悪化という状況のもとでのライヤートの条件の改善を狙いとしたこととは間違いない。

この結果、地主はライヤートが自分の土地の永代小作権を獲得することから免かれるために、恣意的に小作を放逐して、小作の交替をはかるようになる。これはライヤートの借地権を、法律の趣旨とは逆に不安定化し、地主とライヤートの間に敵対関係をつくりだすとともに、新らしい小作からはより高い地代を要求する機会を得ることになる。「地主と占有小作の関係はどこでも満足す

る状態になく、年々敵対関係が強まり、地主は一般的に占有小作が困っている時でも援助をことわり、かれらを土地から離れさせるためにあらゆる手段を講ずることに⁽³⁾なった。」

占有小作によって支払われる地代は、随意小作 (petal-estate) の支払う地代より安く、前者は後者の半分といわれる⁽⁴⁾。ライヤートの約四分の一は慢性的赤字に苦しみ、ベンガルでは、地代はパーマネント・セットルメントにおいて固定された地租の額の四倍であった⁽⁵⁾。

ベンガル地代法は、ペイドゥンロパウエルによって、「最初の近代的借地法⁽⁶⁾」と評価されたが、法律上の建前や趣旨は別として、ライヤートの経済状態の改善という点では完全に失敗であった。この法律の恩恵に浴して永代小作権を獲得した数は比較的少なく、かつ、地主とライヤートの関係は却って悪化してしま⁽⁷⁾ったからである。

ベンガルにおいては、一八六五―一八六六年、一八七三―一八七四年の飢饉のあとは、一八八四―一八八五年までの一〇年間は比較的平穏な時期が続いた。この間農業生産物は原綿・穀物・豆類・アヘンなどを中心とする輸出が活潑で、生産物価格は上昇したが、土地の生産性の拡大や農村に

おける所得較差の減少という差迫った問題の解決に、これらの機会は役に立たなかった。むしろ、地租、地代、金貸しに対する金利の重圧はますます農民の肩にのしかかった。

一八八〇年代になって、州ごとに借地法を制定したが、ベンガルにおいては、一八八五年に立法化された。この法律の目的は不法な地代の徴集と地主の立退き要求から借地人を保護することであった。

ベンガル借地法 (The Bengal Tenancy Act, 1885, Act VIII of 1885) の目を惹くことは、ライヤートの概念がはじめて明らかにされたことである。「ライヤートはみずから、あるいは自分の家族ないしは使用人や労働者を使って耕作する目的で土地の保有権を有する者である」⁽⁸⁾。一七九三年以後、この法律の施行以前に制定された法律では、ライヤートは「基準借地人 (base tenant) とか下層借地人 (under-tenant) とか呼ばれ、かれとザミンダールの間に介在する者を talookdar, malguzar, farmer とか呼ばれたが、このような地代を徴集するのを目的として土地を保有し、それを借地人の耕作下におくために所有者ないしは他の借地権者から借りた人間を

tenure holder⁽⁹⁾」というようになった。ライヤートは土地の耕作に直接の責任を有するために、耕作者 (cultivator) と呼ばれることもあった。ライヤートは、土地の利益を持つと認められる最低層を形成した。

一八五九年以前の法律において問題となったザミンダールのライヤートの財産差押えや逮捕・監禁は、五九年地代法でひとまず廃止され、八五年借地法では永代小作権の譲渡が認められた⁽¹⁰⁾。これは借地権が事実上の資産としてライヤートを助けるだけでなく、地主にとっても、被譲渡人を借地人として認める場合の手数料収入が確保され、かつ、地主とライヤートの間の無益の紛争を避ける点からも有益であった。八五年借地法では、固定地代を支払うライヤートについてのみこれが認められたが、一九二八年の修正法では、すべての占有ライヤートについても認められるようになり地主は譲渡金額の二〇%ないし地代の五倍の中いづれか高い方を手数料として徴集することができた⁽¹¹⁾。この譲渡権の認定は、一方においては、ライヤートを土地を持たない労働者に転落させる危険をおかしながらも、農村疲弊の一つの有力な促進剤である高利貸金融の利率を下げる役割を果したと思われる。

地主によるライヤートの追い出しも、八五年借地法で廃止されることになった。ただし、八五年の法律は各所で地域の慣習への歩み寄りがみられるが、ライヤートの土地使用については、「地域の慣習に反して木を切り倒してはならない」という条項がある⁽¹³⁾。法律的には、農業を目的とした借地を農業以外に使ってはならないという趣旨に基づくものであるが、このような不必要な制限は、一九二八年修正法では削除され⁽¹³⁾、借地権の強化がはかられることになる。

八五年借地法で注目すべきもう一つの点は、それ以前の法律においてまったく顧慮されることのなかった下層ライヤート (under-riyat) についての規定が加わることである。underraiyat とは bargadar, bhag-chasis, adigar 等の名称で呼ばれる。「下層ライヤートの保有の総数は約三〇〇万でライヤートの保有数の約五分の一である。しかしながら下層ライヤートの平均保有面積はライヤートのその平均の約四分の一である。したがって、ライヤートの土地の約八〇パーセントはライヤートが直接耕作していたことになる⁽¹⁴⁾。」

八五年借地法ではこれらの地代はライヤートの五〇バ

ーセント増とされたが、事実上、土地の又貸しを受けているかれらにとっては、法外な規則であって、一九二八年修正法では土地の過去一〇年間の平均生産高の三分の一に上限が定められた。下層ライヤートは農村人口の増加とともに急激に増加した。下層ライヤートの法文化は、一方において土地をもたない農業労働者の数の増加を抑制するとともに、他方では、ことに「地代の安いライヤートのところでは又貸しの又貸しという形で二段ないし三段の下層ライヤートがあつて⁽¹⁵⁾」、再封化する可能性がみられた。

地租を期限を定めて確保するために、ザミンダールの地代の領収を異常なまでに助け、ザミンダールにライヤートの逮捕権まで認めた過去の地租立法からみれば、一八八五年の借地法は決定的な変化といつてよい。それは一八二〇年のマハルワリー・セトルメント施行以前の段階において、ジェイムズ・ミル⁽¹⁶⁾やマッケンジー⁽¹⁷⁾が、バナーメント・セトルメントを真向から批判した論理が、正面に躍出てきたという感じが強い。

しかしながら、八五年の借地法は、ライヤートや下層ライヤートの安定化を意図する反面では、一七九三年以

前の地主・小作関係への復帰の考え方が内在し、インドの農村構造の視点からみた場合、まさに両刃の剣なのである。この評価はもう少し農村の実態に立入った上でなされなければならぬが、困難なことは、一九世紀から二〇世紀への転換期はインドの農村においては大きな変動の時期であったことである。ベンガルにおいても、その例外ではありえない。一八九六―九七年、一八九九―一九〇〇年と飢饉の被害は大きくなる一方では、鉄道の拡張に刺戟された商業の発展・紡績工業の発展あるいは貿易の拡大さらには農産物価格の上昇と、農村をとりまく内外の環境は急速に変化するのである。

- (1) Bengal Tenancy Act of 29 April 1859. VI vide C. H. Phillips ed., *The Evolution of India and Pakistan, 1858 to 1947, Select Documents*, London, 1962. p. 624.
- (2) *ibid.* XVII. vide C. H. Phillips ed. *op. cit.* p. 626.
- (3) *Report of Indian Famine Commission 1880 Pt. II*. p. 117.
- (4) J. B. Pelle, Note on Economic Conditions of the People, *ibid.*, p. 163.
- (5) Toynebee's Note, *ibid.* p. 335.

- (6) B. H. Baden-Powell, *The Land Systems of British India, being a manual of the land-tenures and of the systems of land-revenue administration prevalent in the several provinces*, Oxford, 1892. Vol. I. p. 641.
- (7) *Report of Famine Commission*, 1880. p. 117.
- (8) The Bengal Tenancy Act. 1885. 5 (2). vide Government of India, *Agricultural Legislation in India*, Vol. VI. Land Reforms (Reforms in Tenancy), Delhi, 1955. p. 372.
- (9) *ibid.*, 5 (1), *ibid.* p. 372.
- (10) *ibid.*, 11, *ibid.* p. 377.
- (11) *ibid.*, p. 377.
- (12) *ibid.*, 23, *ibid.*, p. 379.
- (13) *ibid.*
- (14) Rai M. N. Gupta Bahadur, *Land System of Bengal*, Calcutta, 1940. p. 6.
- (15) *ibid.*, p. 215.
- (16) James Mill, *op. cit.* vol. V. pp. 489—490.
- (17) Holt Mackenzias Memorandum of 1st July 1819 in *Selections from the Revenue Records, North-Western Provinces 1818—1820*. Calcutta, 1866 p. 122.

五 結 語

一七九三年パーマネント・セトルメントから一世紀にわたる、借地立法の変遷は徴税経費をいかに安くしながら、徴税を定時期にいかん確保するかを意図しながら曲折を経たものである。パーマネント・セトルメントは、制度としては近代的なものであり、それがインドの伝統的構造の中に突破口を見出し、それとリンクする形で作用を果したならば、インドの農村の近代化に大きな役割を果たしたかも知れない。そのような仮説を歴史研究の上で慎しむとして、ザミンダールを地主に仕立てたところにもそもそもの誤りがあつた。一八八五年のベンガル借地法はライヤートことに永代借地権をもつたライヤートが徴税の視点から安定化しなければならぬことに気づき、過去の立法との妥協をはかりながら体系の転換をはかったものと理解することができる。この間の一世紀にわたる徴税組織の変化や借地法の変遷は、八五年の認識に到達するまでの試行錯誤の過程である。

徴税費用の節約という観点からみれば、大土地所有としてのザミンダール制度は効果があつたかもしれないが、

「ライヤートに資金を出して水漕を掘ったり、耕作を奨励するようなザミンダールはかつてみられなかった」⁽¹⁾ことも、「ライヤートが一般的に自分の費用で土地を拓き耕作している」⁽²⁾ことはつとにパーマネント・セトルメントからさほど経たない時期に知られていたところである。ザミンダールの強権による地代の取立てが問題になる一方では、社会事業や教育に慈善を励むザミンダール⁽³⁾がいるという事実は、制度の欠陥を指摘するものに他ならない。

本稿の問題とするライヤートに関連していえば、地租は一定であるのに、地代は物価に依りて変化し、このギャップからザミンダールと実際の耕作者の間に数多くの介在者 (intermediaries) を創出する余地があつた。サイモン・コミッションも五〇ないしそれ以上のインターマディアリの存在する事実を指摘しているが⁽⁴⁾、一八八五年の借地法以後、ライヤートより下の層の増大も顕著である。一九三一年国勢調査によれば、地代収入に依存する人口は過去一〇年間に六二パーセントの増加、農業労働者の人口は同じ時期に四九パーセントの増加を示したといわれ⁽⁵⁾、借地法によって保護されることになったライ

ヤートは当然上層と下層に分解したことが推定される。

これは農業生産物の約三分の一の被害のあった一八九六—七七年の大飢饉、一八九九年—一九〇〇年の大旱魃の影響によることはもちろんである。しかしながら、この大きな衝撃は借地法の欠陥を曝け出してしまった。たとえば、法的保護を何ら与えられていない随意小作の追立はその数を増し、保護を受けるライヤートの範囲に限られた限界があったことが第一。第二には借地法に全く無智なライヤートに対して、禁止されているアブワープが依然課せられていたこと。⁽⁸⁾ 第三には、意外にも、ザミンダールとライヤートの関係がさらに悪化した⁽⁹⁾ ということである。

だが、八五年借地法に関連してもう一つ問題としなければ、永代借地権に対する譲渡権の附与が、ライヤートにとって市場価値をもつ財産となつて、これを抵当にした高利貸資金の導入が、二〇世紀に入つてからは地租や地代よりも、もっと深刻な形でライヤートに影響を与えることになるのである。

かつては地主を、したがって間接的には金貸しを保護強化してきた政府も、農村問題の深刻化につれて眼を農

民に向けざるをえなくなつてきた。ましてや、ザミンダールや金貸しがそろそろ政治に関心を向け始めてくるとなる問題である。総督カーゾンでさへ「かれら(耕作者)の労働から国民所得の四分の一が生まれてくる。すべての総督の関心が向けられる最初の、かつ、最終の対象はかれらでなければならぬ」と⁽¹⁰⁾ むしろ同情の気持を表明するに至っている。

植民地政府が創成したザミンダールや金貸しが、インドの農村を疲弊化し、同時に自己の財政基盤を弱め、それがやがて時の経過とともに政治的に対面してくるということは歴史の皮肉としてますますもてきようが、こうした植民地支配の傷あとは独立運動の側にも残つて、農村問題はますます深刻の度を加えることになるのである。

(1) Revenue Letters to Bengal dated 9 May 1821.

Report of the Select Committee, 1832. Appendix p. 103.

(2) A. D. Campbell, *op. cit.*, p. 33.

(3) *Report of the Land Revenue Commission of Bengal, vol. I p. 37. vide Phillips, op. cit. p. 640.*

(4) *ibid.* p. 640.

- (4) Report of the Land Revenue Commission of Bengal. *ibid.*
- (5) Report of Famine Commission 1898. para 585
- (6) Moral and Material Progress Report. 1911—12. p. 185.
- (7) *ibid.* p. 184.
- (8) *ibid.* pp. 185—8.
- (9) Lord Curzon's speech at the Byculla Club. Bombay. J. Raleigh ed. *Lord Curzon in India, As election of his speeches, 1895—1905* p. 584.
- (10) (植民地大学客員教授)